

広島県訓令第十二号

本庁  
地方  
機関

公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

湯崎英彦  
広島県知事

公用文に関する規程の一部を改正する訓令

公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号二例二十三説明事項三のロ中「名称」の下に「及び主たる事務所の所在地」を加える。

附則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。